



契約概要・注意喚起情報 ご契約のしおり・約款

臓器移植医療給付金付先進医療保険 (白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則付)

Linkx coins

リンククロス

平成 30 年 9 月

1. 「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。
2. 特に、**注意喚起情報**には、お客さまに不利益となるつぎの情報も記載されていますので、よくご確認ください。
 - ◆給付金などをお支払いできない場合
 - ◆現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

はじめに

このたびは、「臓器移植医療給付金付先進医療保険(白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則付)」のお申込みをご検討いただきましてありがとうございます。「契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」は、ご契約に関する大切なことから記載したものです。ご一読のうえ、後ほどお送りする保険証券とともに保管いただき、ご利用ください。もし、おわかりになりにくい点などがございましたら、当社までお問い合わせください。

内容は、つぎの5つの部分に分かれています。



①ご契約に際しての重要事項 (契約概要)5 ~ 8 ページ

ご契約のお申込みに際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



②ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)9 ~ 15 ページ

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



③保険金・給付金などのご請求について17 ~ 24 ページ

給付金などをめれなくご請求いただくための確認事項などを記載しています。
必ず、ご一読ください。



④ご契約のしおり25 ~ 57 ページ

ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特長としくみ、各種手続きなど、ご契約内容を正確にご理解いただくための様々な事項を説明しています。
必ず、ご一読ください。



⑤約款59 ~ 78 ページ

ご契約についてのとりきめを、詳しく説明しています。
①~④とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの方へ適切に情報を伝えられるよう配慮したユニバーサルデザインフォントを採用しています。

目次

ご契約に際しての重要事項（契約概要） 5

ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報） 9

- 1 お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について10
- 2 健康状態などの告知について11
- 3 保障の開始時期（責任開始期）について12
- 4 給付金などをお支払いできない場合12
- 5 保険料のお払込み、保険料のお払込みの催告・解除について13
- 6 解約と解約返戻金について13
- 7 現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて14
- 8 給付金額などが削減される場合について14
- 9 生命保険契約者保護機構について14
- 10 生命保険協会の生命保険相談所について15
- 11 給付金などのお支払事由が生じた場合について15
- 12 お問い合わせ・ご相談などについて15

保険金・給付金などのご請求について 17

- 1 給付金などのご請求からお支払いまで18
- 2 保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために21
- 3 給付金などをお支払いできる事例・できない事例23

ご契約のしおり 25

目的別 I N D E X26

主な保険用語のご説明.....29

お願いとお知らせ.....33

- 1 お申込みに際して34
- 2 保険契約の締結について34
- 3 生命保険契約者保護機構について35
- 4 業務または事務の委託について37
- 5 取引時確認に関するお客さまへのお願い37

個人情報等の取扱いについて.....39

- 6 支払査定時照会制度について40
- 7 個人情報の取扱いについて41

特徴としくみについて.....43

- 8 特徴としくみ44
- 9 保障内容45

10 免責事由などについて	47
11 指定代理請求制度について	48
12 ご契約の更新について	49
保険料について	51
13 保険料のお払込み、保険料のお払込みの催告・解除について	52
14 保険料のお払込みが困難になられたとき	53
ご契約後について	55
15 被保険者によるご契約者への解約の請求について	56
16 保障内容の見直しをご検討の方へ	56
17 給付金などの受取人の変更について	56
18 生命保険と税金について	57
約 款	59
臓器移植医療給付金付先進医療保険	60
お問い合わせ・ご相談などについて	巻末
ご契約に関する各種手続き	巻末



ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「[ご契約に際しての重要事項 \(契約概要\)](#)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「[ご契約に際しての重要事項 \(契約概要\)](#)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

臓器移植医療給付金付先進医療保険 (白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則付)

ご契約例 (保険期間・保険料払込期間：1年)

40歳男性、保険料払込方法：クレジットカード扱・月払、保険料：500円

先進医療給付金	先進医療による療養(※1) (白内障を原因とする療養は除く)	先進医療にかかわる 技術料相当額(※2)	(上限年齢なし) 自動更新
先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養	がんを原因とする療養 1回につき(※3) 10万円 がん以外を原因とする療養 1回につき(※3) 5万円	
臓器移植医療給付金	所定の移植術(※4)	1,000万円 (※5)	

保険期間・保険料払込期間

ご契約
(40歳)

自動更新
(41歳)

正式名称	臓器移植医療給付金付先進医療保険 (白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則付)		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 先進医療による療養(※1)や所定の移植術を受けられたときの保障を確保できます。 保険期間は1年です。また、ご契約者は被保険者と同一です。 		
給付金などのお支払事由 ・お支払額	先進医療による療養(※1)を受けられたとき(白内障を原因とする療養は除く)	先進医療給付金	先進医療にかかわる技術料相当額(※2)
	先進医療給付金が支払われる療養を受けられたとき	先進医療一時金	がんを原因とする療養 1回につき(※3) 10万円
			がん以外を原因とする療養 1回につき(※3) 5万円
	所定の移植術を受けられたとき(※4)	臓器移植医療給付金	1,000万円(※5)
*先進医療給付金と臓器移植医療給付金は重複してお支払いしません。 *つぎのいずれにも該当した場合、ご契約は消滅します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 先進医療給付金のお支払限度に到達したとき 臓器移植医療給付金をお支払いしたとき </div>			
保険期間 ・保険料払込期間	1年(※6)		
保険料払込方法	クレジットカード扱・月払		
保険料	500円(※6)		
契約者配当金	ありません		
解約返戻金	ありません		

- ※1 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものに限りま
 - ※2 先進医療給付金のお支払いは、更新前後の保険期間のお支払額を通算して2,000万円を限度としま
 - ※3 複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、1回の療養とみなします。
 - ※4 所定の移植術とは、心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸・腎臓の移植術のことをいいます。また、被保険者が受容者として移植術を受けられた場合に限りま
 - ※5 臓器移植医療給付金のお支払いは、更新前後の保険期間を通じて1回を限度としま
 - ※6 保険期間が満了した場合、被保険者の健康状態にかかわらず、年齢の上限なく自動更新されます。更新後の保険料は、更新時の保険料率が適用されます。そのため、更新後の保険料が変わることがあります。
- 詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。特に、被保険者が、既に当社で所定の先進医療関係の保障（医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、がん先進医療特約など）にご加入されている場合には、この保険にはご加入できません。

付加できる特約

この保険には、付加できる特約はありません。

お問い合わせ・ご相談などについて

お問い合わせ・ご相談などについては巻末をご覧ください。



ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)

この「ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この「ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

○お申込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）
をすることができるクーリング・オフ制度があります。

○お申込みの撤回等には、次の手続きが必要です。

- ①「申込日」からその日を含めて15日以内（郵便消印日付）に
- ②必要事項※1を記載した書面に自署したうえで、
- ③当社の本社あてに郵便で発信いただく

○次の場合にはお申込みの撤回等の効力は生じません。

- ・お申込みの撤回等の書面の発信時に、給付金などのお支払事由が生じている場合（書面の発信時に、お支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。）

※1 クーリング・オフ
フレターの様式例

平成〇年〇月〇日に申込みをした
保険契約の申込みを撤回しま
す。

申込者:〇〇 〇〇
住所:〇県〇市〇町〇-〇-〇
申込番号または証券番号:〇〇〇
保険料返戻口座:〇銀行〇支店
普通〇〇〇〇〇〇〇〇〇
□座名義人: 〇〇 〇〇

2 健康状態などの告知について

告知について※1

- ①ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、インターネットの保険契約のお申込みに関する画面で当社がおたずねする病歴、健康状態などについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- ②当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、お申込内容について確認させていただく場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

- ①故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、2年経過後も、給付金などのお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ②ご契約を解除したときには、たとえ給付金などのお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。
- ③上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合など、詐欺による取消しを理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなお契約について

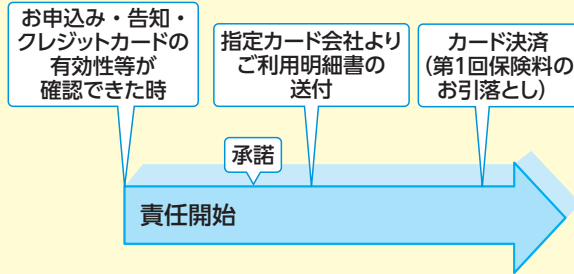
一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な病歴等があるときは、新たなお契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消しとなることもあります。

告知される際の注意点は、インターネットの保険契約のお申込みに関する画面などに表示しております。ご確認のうえ告知してください。

※1 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。

3 保障の開始時期（責任開始期）について

○お申し込みいただいたご契約のお引き受けを当社が承諾※1した場合、次のとおり、お申し込みいただいた時から当社がご契約上の責任を負います。
お申込みに際しては、告知とクレジットカードの有効性等の確認（オーソリゼーション）がともに完了することが必要です。



※1 保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。

注意喚起情報

4 給付金などをお支払いできない場合

○次のような場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。

- | |
|---|
| ①責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合 |
| ②給付金などの免責事由※1に該当した場合 |
| ③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合 |
| ④次のような重大事由によりご契約が解除された場合
・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき
・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供するなど、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき |
| ⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。 |
| ⑥保険料のお払込みが行われずご契約が解除された場合※2 |

※1 主な免責事由には以下のものがあります。
ア. 契約者・被保険者の故意、重大な過失
イ. 被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存
詳しくはご契約のしおり「免責事由などについて」をご覧ください。

🔍 参照 P. 47

※2 詳しくは「保険料のお払込み、保険料のお払込みの催告・解除について」をご覧ください。

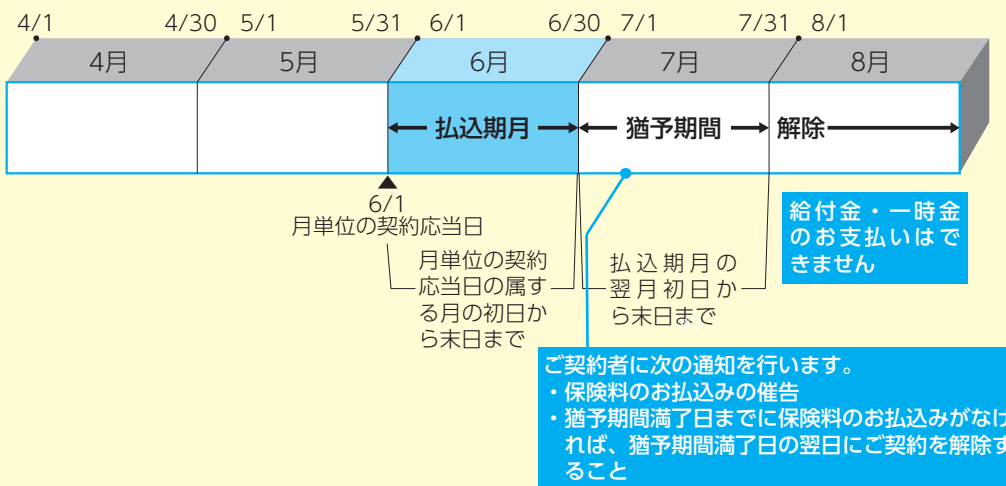
🔍 参照 P. 13

5 保険料のお払込み、保険料のお払込みの催告・解除について

第2回以後の保険料のお払込み

- 保険料は所定の払込期月内にお払い込みください。所定の払込期月内に保険料のお払込みがない場合、当社は次の内容をご契約者に通知します。
 - ・保険料のお払込みの催告
 - ・猶予期間※1 満了日までに保険料のお払込みがなければ、猶予期間満了日の翌日にご契約を解除すること
- 上記の通知にもかかわらず、その猶予期間満了日までに保険料のお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日に解除となります。
- ご契約者の住所について変更がある場合、必ず当社に連絡してください。当社は、登録されているご契約者の住所に上記通知を送付しますので、住所の変更のご連絡がない場合、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。

[例] 契約日が5月1日の場合



- この保険には、解除されたご契約を元に戻すお取扱いはありません。

詳しくは、ご契約のしおり「保険料のお払込み、保険料のお払込みの催告・解除について」をご覧ください。

参照 P. 52

※1 猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとします。

注意喚起情報

6 解約と解約返戻金について

- ご契約者はいつでもご契約の解約を請求することができます。
- 白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則のみの解約はできません。
- この保険契約には解約返戻金がありません。

7 現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

○現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に次の点にご注意ください。

- | |
|--|
| ①解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。 |
| ②新たにご契約は、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。 |
| ③新たにご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。 |
| ④新たにご契約は、告知義務違反による解除、責任開始期前の発病など、給付金などをお支払いできない場合があります。 |
| ⑤新たにご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。 |

「健康状態などの告知について」をあわせてご覧ください。

🔍 参照 P. 11

8 給付金額などが削減される場合について

○保険会社の業務または財産の状況の変化、保険会社の経営破綻により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。

9 生命保険契約者保護機構について

○当社は、生命保険契約者保護機構^{※1}に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額などが削減されることがあります。

<生命保険契約者保護機構>

TEL 03-3286-2820

(月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00)

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

※1 ご契約のしおり「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

🔍 参照 P. 35

10 生命保険協会の生命保険相談所について

○本商品に係る指定紛争解決（ADR）機関は生命保険協会※1です。

生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※1 詳細については生命保険協会ホームページをご覧ください。

11 給付金などのお支払事由が生じた場合について

○お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。※1

カスタマーセンターの連絡先については、巻末をご覧ください。

○当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所・Eメールアドレス等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

○ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

○被保険者が受取人となっている給付金などのお支払事由が生じ、被保険者が給付金などをご請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。※2 ※3

指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

※1 ご請求手続きについては「保険金・給付金などのご請求について」をご覧ください。

参照 P. 17

※2 ご契約のしおり「指定代理請求制度について」をご覧ください。

参照 P. 48

※3 ご請求手続きを円滑に行うことができますので、指定代理請求人の指定をお願いいたします。

12 お問い合わせ・ご相談などについて

○お問い合わせ・ご相談などについては、巻末をご覧ください。



保険金・給付金などのご請求について

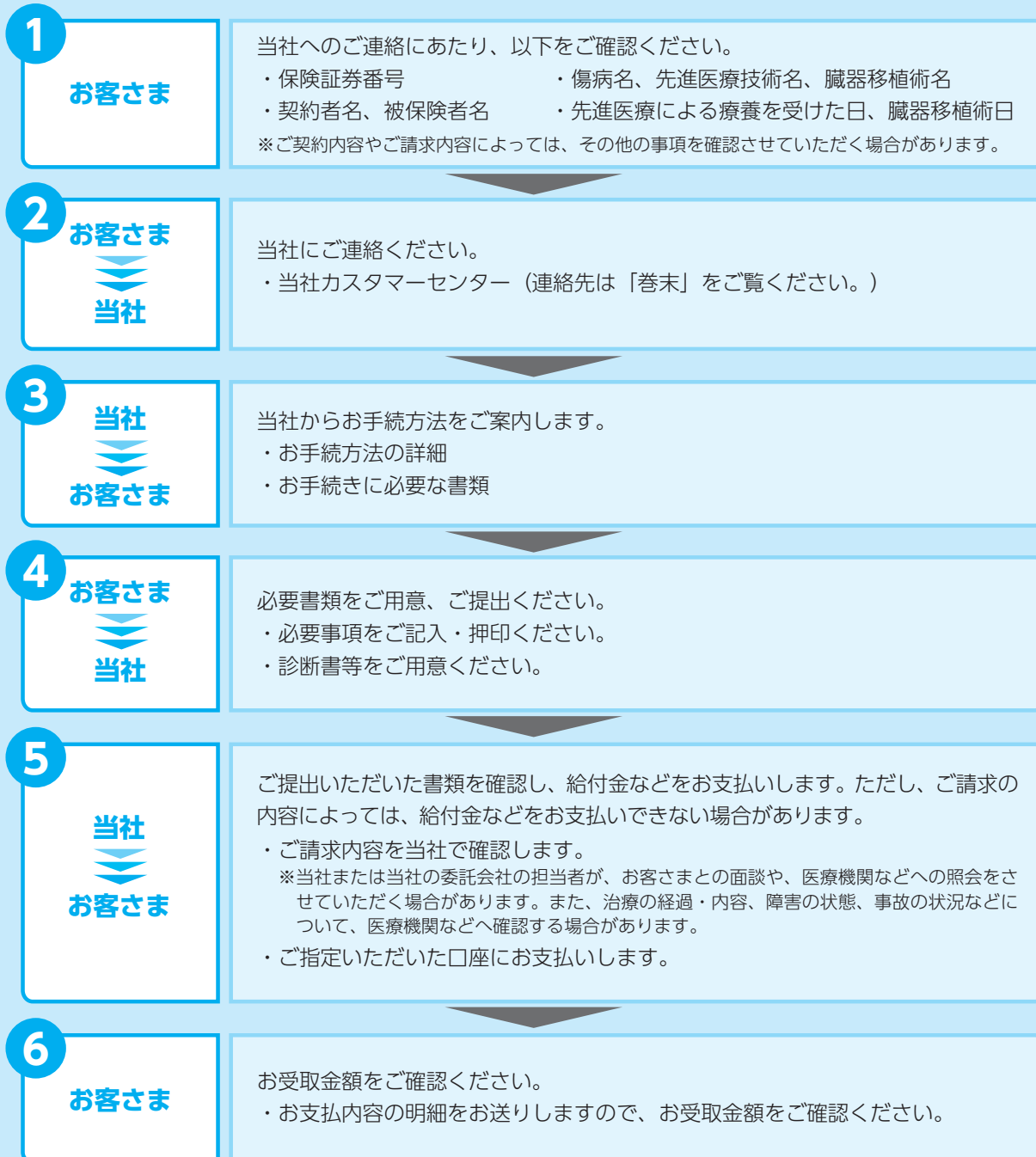
- 1 給付金などのご請求からお支払いまで
- 2 保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくために
- 3 給付金などをお支払いできる事例・できない事例

このページは、一般的な給付金などのお支払いについて説明しています。実際のご契約でのお取扱いは、それぞれのご契約内容・約款をご確認ください。

1 給付金などのご請求からお支払いまで

給付金などのご請求手続きの流れ

○お支払事由が生じた場合や、お支払いの可能性があるとと思われる場合、ご不明な点が生じた場合には、当社にご連絡ください。



ご注意

給付金などのご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

ご請求に際して必要な書類等について

請求書類(※1)	共通書類		給付別書類		
	請求書 (※2)	医師の診断書 (※2)	医師の治療証明書 (※2)	費用の支出を証明する書類	受取人の戸籍抄本・印鑑証明書
請求項目					
先進医療給付金	○	○	○	○	○
先進医療一時金	○	○	○	○	○
臓器移植医療給付金	○	○	○	○	○
指定代理請求 代理請求	○	<ul style="list-style-type: none"> ・普通保険約款に定める給付金・一時金の請求書類 ・被保険者の戸籍抄本 ・指定代理請求人または代理人の戸籍抄本・住民票・印鑑証明書 ・被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し 			

※1 これら以外の書類の提出を求め、またはこれらの書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

※2 当社所定の様式

給付金などのお支払期限について

○給付金などは、以下の期限日までにお支払いします。

なお、以下に記載した日数は、請求書類が当社に到着した日(※)の翌日からお支払いまでの日数となります。

①通常の場合	5 営業日
②次のいずれかに該当する場合	
<input type="checkbox"/> お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 <input type="checkbox"/> 免責事由に該当する可能性がある場合 <input type="checkbox"/> 告知義務違反に該当する可能性がある場合 <input type="checkbox"/> 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60 日
③上記②を確認するため、特別な照会や調査が必要な次の場合	
<input type="checkbox"/> 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 <input type="checkbox"/> 災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	90 日
<input type="checkbox"/> 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 <input type="checkbox"/> 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	120 日
<input type="checkbox"/> 契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 <input type="checkbox"/> 日本国外における調査が必要な場合	180 日

※請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。



給付金などをお支払いするための上記②③の確認等の際し、契約者、被保険者、給付金などの受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金などをお支払いしません。

2 保険金・給付金などをもらえなく ご請求いただくために

- ご契約の内容によって、他の保険金・給付金をご請求いただける可能性があります。
- 保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくために、**以下の例をご確認ください。**
- 該当する場合、またはご不明な点がございましたら、傷病名や症状などをご確認いただいたうえで、**当社カスタマーセンター**（巻末に記載のお問い合わせ先）**までお問い合わせください。**

当社で複数のご契約にご加入ではありませんか？

複数の契約

- 複数の契約にご加入の場合、それぞれの契約から保険金・給付金をお支払いできる場合があります。ご加入いただいている契約が他にないかご確認ください。

ご家族名義の契約

- 契約者が異なるが、自分が被保険者になっている契約がある。
- 募集人・代理店が異なるが、複数の契約に加入している。
- 家族として加入している契約がある。
(●●保険夫婦型、●●保険妻子型、家族●●特約、など)

ご請求いただいていない入院・手術・通院・その他の保険金などはありますか？

入院を保障する契約にご加入の場合、

入院したが 未請求

- 入院給付金をご請求いただいていないものはありますか？

医療保険や入院特約など入院保障のある保険種類

手術を保障する契約にご加入の場合、

日帰りで 手術

- 日帰り手術でもお支払いできる場合があります。
- 美容整形手術など、お支払いできない場合もあります。

手術給付金の保障のある保険種類

通院を保障する契約にご加入の場合、

通院したが 未請求

- 入院給付金のご請求をした後、通院給付金のご請求ができる場合があります。

通院給付金の保障のある保険種類

以下の保険・特約にご加入の場合、

がん

脳卒中

こうそく
急性心筋梗塞

●保険金や給付金等をお支払いできる場合があります。

特定疾病保障定期保険
特定疾病保障終身保険

特定疾病保障定期保険特約

三大疾病入院一時金特約

特定疾病前払式終身保険

特定疾病診断給付金特約

●保険料のお払込みが免除になる場合があります。

特定疾病診断保険料免除特約

保険料払込免除特約

以下の特約にご加入の場合、

余命6か月以内
と診断された

●リビング・ニーズ特約保険金をお支払いできる場合があります。

リビング・ニーズ特約

※支払限度額は、死亡保険金額の範囲で、1被保険者につき他契約と通算して3,000万円です。

※請求回数の限度は、1契約につき1回限りとなります。

※お支払いに際しては、指定保険金額から6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料を差し引きます。

●ターミナルケア保険金をお支払いできる場合があります。

がん死亡特約

※請求金額はがん死亡保険金と同額です。

※お支払いにより、がん死亡特約は消滅します。(がん死亡保険金のお支払いはありません。)

お亡くなりになる前の入院・手術治療がある場合、

入院
治療中に病院で
亡くなった

手術
した後に亡くなった

●入院給付金や手術給付金をお支払いできる場合があります。

医療保険や入院特約など、入院や手術の保障がある商品にご加入いただいている場合は、ご請求が可能な場合がございます。保険証券でいま一度、保障内容をご確認ください。

3 給付金などをお支払いできる事例・できない事例

この項目は、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。

ご契約内容等によっては下記と取扱いが異なりますので、実際のご契約での取扱いに関しては約款を必ずご確認ください。

また、記載以外に認められる事実関係などによっても取扱いに違いが生じることがあります。

告知義務違反による解除 【先進医療給付金など】

ご加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、正しく告知しなかったが、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「肺がん」で先進医療による療養を受けられた場合。

告知義務違反のため
ご契約は解除となりますが、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いできません。



ご加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、正しく告知せず、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で先進医療による療養を受けられた場合。

告知義務違反のため、
ご契約は解除となり、
給付金などをお支払いできません。



ご契約いただく際は、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約が解除となることや、給付金などをお支払いできないことがあります。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

責任開始期前の発病 [先進医療給付金など]

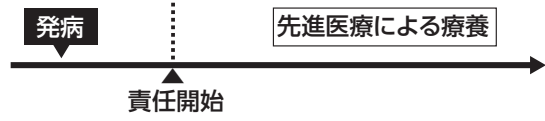
ご加入後に発病した「肺がん」により先進医療による療養を受けられた場合。



責任開始日後に発生した病気による療養のため、お支払いできます。

お支払い
できます

ご加入前に発病した「肺がん」により、先進医療による療養を受けられた場合。



責任開始日より前に発生した病気による療養のため、お支払いできません。

お支払い
できません



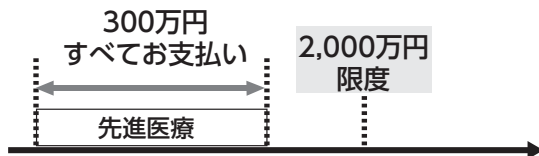
給付金などは、ご契約の責任開始期より前に発病していた病気や責任開始期より前に発生した事故を原因とする場合には、お支払いできません。

ただし、責任開始期から2年経過後に受けた先進医療による療養や所定の移植術についてはお支払いできる場合があります。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

支払限度額 [先進医療給付金]

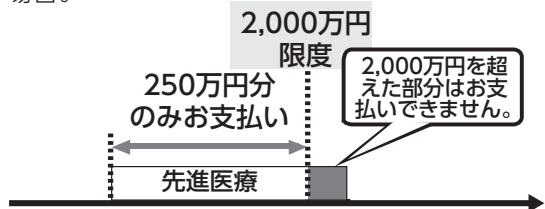
初めて先進医療による療養を受け、その先進医療にかかる技術料相当額が300万円であった場合。



300万円すべてお支払いできます。

お支払い
できます

通算1,750万円の先進医療給付金のお支払い後に、先進医療による療養を受け、その先進医療にかかる技術料相当額が300万円であった場合。



通算した支払額が支払限度額の2,000万円までとなる250万円はお支払いできますが、支払限度額を超える部分はお支払いできません。

お支払い
できません



先進医療給付金をお支払いする契約は、お支払いできる限度額が約款で定められています。その限度額を超えた部分の先進医療にかかる技術料相当額については、お支払いできません。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。



ご契約のしおり

目的別 I N D E X

◆ご契約にあたって

Q：告知について知りたい

⇒

ご契約に際し、現在の健康状態や過去の病歴などをおたずねいたします。

→ 詳しくは 11 ページをご覧ください。

Q：いつから保障が始まるのか知りたい

⇒

注意喚起情報「保障の開始時期（責任開始期）」についてに説明を記載しています。

→ 詳しくは 12 ページをご覧ください。

Q：申込みを撤回したい（クーリング・オフ制度）

⇒

15日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

→ 詳しくは 10 ページをご覧ください。

Q：保険用語の意味がわからない

⇒

給付金など、主な保険用語をご説明します。

→ 詳しくは 30 ページをご覧ください。

Q：この保険の特徴・保障内容を知りたい

⇒

保障ごとのお支払いの条件（お支払事由）などをご説明します。

→ 詳しくは 44 ページ・45 ページをご覧ください。

◆給付金などのお支払いについて

Q：給付金などを請求したい
本人が請求できない場合はどうしたらよいのか

⇒

所定の書類の準備・ご記入・ご提出が必要です。
あらかじめ指定された方による代理請求ができます。

→ 詳しくは 18 ページ・48 ページをご覧ください。

Q：給付金などが受け取れないケースについて知りたい

⇒

保障が始まる前にかかった病気を原因とする場合など、給付金などを受け取れないことがあります。

→ 詳しくは 12 ページ・47 ページをご覧ください。

◆保険料のお払込みについて

Q：保険料の払込方法を変えたい

⇒

回数（月払）・経路（クレジットカード扱）を変更することはできません。

→ 詳しくは 52 ページをご覧ください。

Q：保険料の払込期限について知りたい
期限を過ぎるとどうなるのか

⇒

注意喚起情報およびご契約のしおりの「保険料のお払込み、保険料のお払込みの催告・解除について」に説明を記載しています。

なお、保険料の払込期限を過ぎるとご契約が解除されることがあります。

→ 詳しくは 13 ページ・52 ページをご覧ください。

Q：保険料の負担を減らしたい

⇒

保障の額を減らすなど、保険料の負担を軽減することはできません。

→ 詳しくは 53 ページをご覧ください。

◆ご契約後のお手続きについて

Q：契約を解約したい

⇒

ご契約はいつでも解約できます。

→ 詳しくは巻末・13 ページをご覧ください。

Q：保険に関する税金について知りたい

⇒

受け取る給付金などは、非課税となります。

→ 詳しくは 57 ページをご覧ください。

Q：住所・Eメールアドレスや名前が変わった

⇒

変更のお手続きが必要となります。まずは当社へのご連絡をお願いいたします。

→ 詳しくは巻末をご覧ください。



主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

か	かいやくへんれいきん 解約返戻金	ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
	かぶしきがいしゃ 株式会社	株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。
	きゅうふきん 給付金	先進医療による療養または所定の移植術を受けられたときにお支払いするお金のことです。
	きゅうふきんうけとり 給付金受取人	給付金を受け取る人のことをいいます。
	けいやくおうとうび 契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に相当する日のことです。月単位、半年単位の契約応当日といったときは、各々毎月、半年ごとの契約日に相当する日をさします。
	けいやくしゃ 契約者	当社と保険契約を結びご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
	けいやくねんれい 契約年齢	被保険者の契約年齢は満年齢で計算します。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
	けいやくび 契約日	通常は責任開始の日の属する月の翌月1日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。
	こくちぎむ こくちぎむいはん 告知義務と告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことがらについて当社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。
さ	していだりせいきゆうにん 指定代理請求人	給付金などの受取人が給付金などを請求できない特別の事情があるときに備えて、受取人の代理人としてあらかじめ指定した人のことをいいます。
	しゅけいやく とくやく 主契約と特約	生命保険のベースとなる部分で、約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といいます。 特約は普通保険約款とは別に記載されています。特約は主契約の保障内容をさらに充実させることなどを目的に、主契約に付加するものです。
	せきにんかいしき び 責任開始期（日）	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	せきにんじゅんびきん 責任準備金	将来の給付金などをお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるものをいいます。

は	はらいこみきげつ 払込期月	第2回以後の保険料をお払い込みいただく月のことで、その保険料が充当される月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
	ひほけんしゃ 被保険者	生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
	ほけんきかんまんりょうび 保険期間満了日	保険期間の終了する日をいいます。1年満了契約の場合は、契約日から1年後の年単位の契約応当日の前日となります。(保険料払込期間満了日も同様とします。)
	ほけんしょうけん 保険証券	ご契約の給付金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。
	ほけんりょう 保険料	ご契約者にお払い込みいただくお金のことです。
や	ほけんりょう はらいこ さいこく 保険料のお払込みの催告	払込期月内に保険料のお払込みがないご契約のご契約者に対し、当社が保険料のお払込みを請求することをいいます。
	やっかん 約款	ご契約から消滅までのご契約内容を記載したものです。
	ゆうよきかん 猶予期間	第2回以後の保険料のお払込みを猶予する期間のことで、払込期月の翌月初日から末日までをいいます。



お願いとお知らせ

1 お申込みに際して

- ご契約のお申込み・告知に際しては、インターネットの保険契約のお申込みに関する画面にご契約者および被保険者ご自身で正確に所要事項を入力してください。入力した内容を十分お確かめのうえ、当社に送信してください。
- 当社は所要事項の受信をもって、ご契約のお申込みと告知があったものとします。
- この保険をお申し込みされる場合には、以下の要件があります。

- ①被保険者はご契約者本人であること。
 - ②ご契約者は20歳以上であること。
- お申し込みいただいた後でも、一定期間内であれば、これを撤回できるクーリング・オフ制度があります。[※1](#)
- 現在のご契約の解約等を前提としてお申込みになる場合には、そのデメリットについてあらかじめご確認ください。[※2](#)
- ご契約をお引き受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申込みの際の内容と違ってないかどうかもう一度よくお確かめください。もし違っているときは、お手数ですが当社にご連絡願います。また、「保険証券」は、大切に保管してください。
- 当社または当社の委託会社の確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金などのご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。[※3](#)

[※1](#) 注意喚起情報
「お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について」をご覧ください。

[参照](#) P. 10

[※2](#) 注意喚起情報
「現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて」をご覧ください。

[参照](#) P. 14

[※3](#) この場合、給付金などのお支払いの可否については、その後に決定させていただきます。

2 保険契約の締結について

- 当社の生命保険募集人 [※1](#) は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」をさせていただきます。
- 保険契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

「媒介」 →当社 ※2 はこちらに該当します	生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
「代理」 →当社は該当しません	生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

[※1](#) 当社社員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

[※2](#) 当社の生命保険募集人の身分・権限等に関しまして、ご確認をご要望の場合には、「巻末」に記載の弊社代表電話番号までお問い合わせください。

[参照](#) 巻末

3

生命保険契約者保護機構について

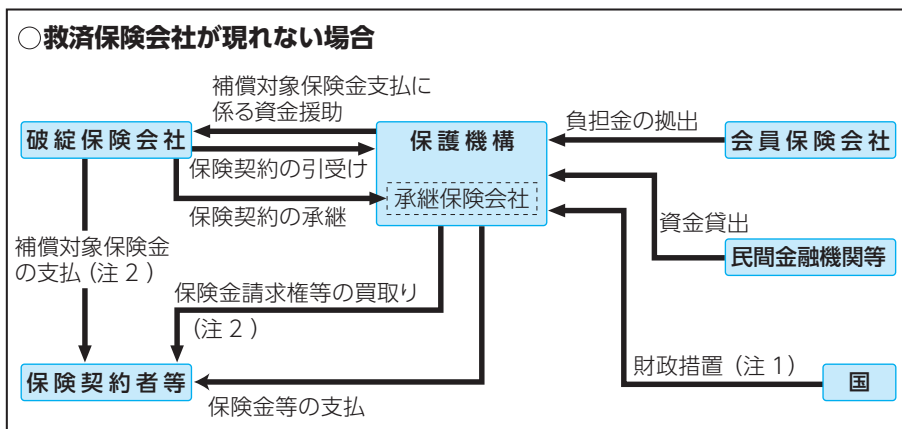
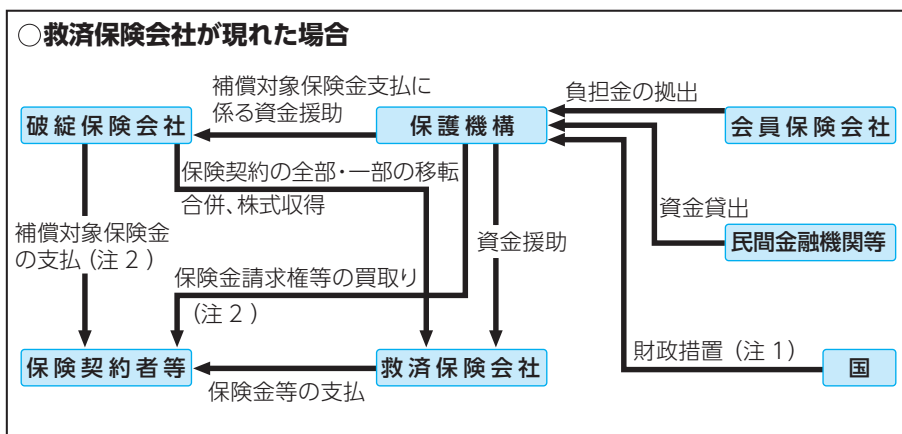
当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（*2）を除き、責任準備金等（*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません）。
 - *1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定）。
 - *2 高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^{※1}を超えていた契約を指します^{※2}。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率
=90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2 }
 - *3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

※2 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

〈仕組みの概略図〉



(注1) 上記の「財政措置」は、平成34年(2022年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前ページ*2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

＜生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先＞

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

4 業務または事務の委託について

- 当社は、業務または事務の一部を損害保険ジャパン日本興亜株式会社に委託しております。
- 申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金等請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を、業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、損害保険ジャパン日本興亜株式会社が知ることがあります。
(情報端末によるお申し込みの場合を含みます。)

5 取引時確認に関するお客さまへのお願い

- 当社では、犯罪収益移転防止法^{※1}に基づき、お客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまの本人特定事項^{※2}、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ご契約締結や各種お手続きの際にこれらの確認をとらせていただいたお客さまにつきましては、その後に本人特定事項や職業等に変更が生じた場合、当社までご連絡ください。

※1 犯罪による収益の移転防止に関する法律

※2 氏名、住所、生年月日等



個人情報等の
取扱いについて

個人情報等の取扱いについて

6 支払査定時照会制度について

○保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

○当社は、一般社団法人生命保険協会（以下「生命保険協会」といいます）、生命保険協会加盟の各生命保険会社^{※1}、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

○保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

相互照会事項^{※2}

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

○当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、当社お客さま相談室^{※3}にお問い合わせください。

^{※1} 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「会員会社」をご覧ください。

^{※2} 相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

^{※3} 電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

7 個人情報の取扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等

2. 第三者への提供および第三者からの取得

当社は、つぎの場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関などの関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
(再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。)
- ③法令に基づく場合
- ④当社の業務上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤当社の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥支払査定時照会制度^{※1}に基づき、他の生命保険会社、共済、(一社)生命保険協会との間において共同利用を行う場合

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

当社は前記に掲げる「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取扱い

当社は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等については当社ホームページ^{※2}をご覧ください。当社お客さま相談室^{※3}までお問い合わせください。

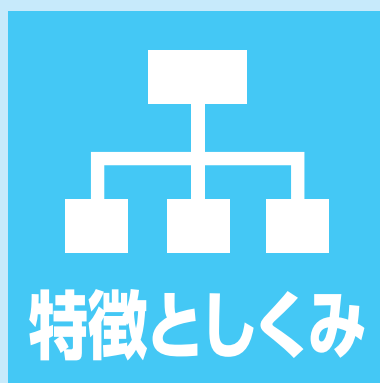
※1 「支払査定時照会制度」については、「支払査定時照会制度について」をご覧ください。

🔍 参照 P. 40

※2 「巻末」をご覧ください。

🔍 参照 巻末

※3
電話番号 0120-100-127
(土曜日、日曜日、祝日および12/31~1/3を除く)



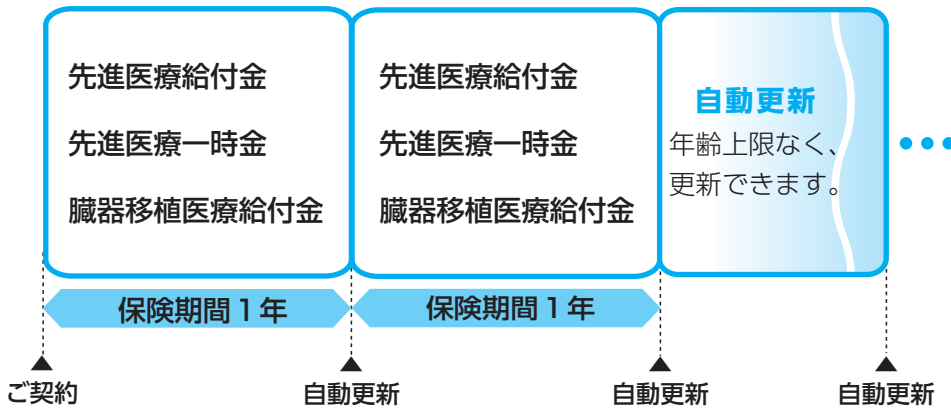
特徴としくみについて

8 特徴としくみ

臓器移植医療給付金付先進医療保険（白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則付）の特徴

1. 先進医療による療養（白内障を原因とする療養は除く）と所定の移植術を保障します。
2. 先進医療による療養（白内障を原因とする療養は除く）を受けられたとき、先進医療給付金と先進医療一時金をお支払いします。先進医療給付金は、更新前後の保険期間のお支払額を通算して2,000万円まで保障します。
3. 所定の移植術を受けられたとき、臓器移植医療給付金（1,000万円）をお支払いします。臓器移植医療給付金のお支払いは、更新前後の保険期間を通じて1回を限度とします。
4. 保険期間は1年です。保険期間の満了後、健康状態にかかわらず年齢の上限なく自動的にご契約を更新します。（自動更新制度）
5. ご契約者は被保険者と同一です。
6. 白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則のみの解約はできません。

しくみ図



9

保障内容

給付金・一時金のお支払い

○つぎの場合、給付金・一時金をお支払いします。

お支払いする給付金・一時金 お支払事由	お支払額	お支払限度	受取人
先進医療給付金 先進医療 ^{※1} による療養(白内障 ^{※2} を原因とする療養は除く)	先進医療にかかわる技術料相当額	通算 2,000万円 ^{※3}	被保険者
先進医療一時金 先進医療給付金の支払われる療養 ^{※1}	がん ^{※4} を原因とする療養1回につき ^{※5} 10万円 がん以外を原因とする療養1回につき ^{※5} 5万円	—	
臓器移植医療給付金 所定の移植術 ^{※6} (被保険者が受容者の場合に限りま す。)	1,000万円	1回 ^{※3}	

○先進医療給付金は、責任開始期以後に発病した病気または発生した不慮の事故^{※7}を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたとき、お支払いします。

○臓器移植医療給付金は、つぎのすべての条件を満たす移植術を受けられたとき、お支払いします。

- ・責任開始期以後に発病した病気または発生した不慮の事故^{※7}を直接の原因として、受けられた移植術であること
- ・所定の病院または診療所^{※8}で受けられた移植術であること
- ・臓器売買等の行為^{※9}に該当しない移植術であること

○先進医療給付金と臓器移植医療給付金は重複してお支払いしません。臓器移植医療給付金の支払事由に該当する移植術を受け、その移植術が先進医療給付金の支払事由に該当し、臓器移植医療給付金額が先進医療給付金額および先進医療一時金額の合計額を上回るときは、臓器移植医療給付金をお支払いし、先進医療給付金および先進医療一時金はお支払いしません。

○被保険者が、既に当社で所定の先進医療関係の保障(医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、がん先進医療特約など)にご加入されている場合には、この保険には加入できません。



ご注意

対象となる先進医療は、療養を受けた日現在に規定されているものに限るため、変動します。

また、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りま

※1 先進医療は、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号の規定に拠ります。また、療養とは、診察・薬剤・治療材料の支給および処置・手術その他の治療をいいます。

※2 「白内障」については、別表「白内障」をご覧ください。

参照 P. 76

※3 更新前後を継続した保険期間とみなして通算します。

※4 「がん」については、別表「対象となる悪性新生物」をご覧ください。

参照 P. 77

※5 複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、1回の療養とみなします。

※6 所定の移植術とは、心臓・肺・肝臓・脾臓・小腸・腎臓の移植術のことをいいます。詳しくは、別表「対象となる移植術」をご覧ください。

参照 P. 75

※7 別表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

参照 P. 74

※8 別表「病院または診療所」をご覧ください。

参照 P. 75

※9 別表「臓器売買等の行為」をご覧ください。

参照 P. 75



- つぎのいずれにも該当した場合、ご契約は消滅します。
- ・先進医療給付金のお支払限度に到達したとき
 - ・臓器移植医療給付金をお支払いしたとき

○この保険の給付にかかわる公的医療保険制度等の変更が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

10 免責事由などについて

給付金の免責事由

○免責事由に該当した場合、給付金はお支払いできません。

給付金	免責事由
先進医療給付金※1	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
臓器移植医療給付金	⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存

※1 先進医療給付金が免責事由に該当する場合、先進医療一時金は支払われません。

給付金の削減など

○地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で給付金・一時金のお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数によっては、給付金・一時金を削減してお支払いするかお支払いしない場合があります。

11 指定代理請求制度について

○給付金・一時金のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金・一時金をご請求できない特別な事情※1があると当社が認めるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。

○**ご請求手続きを円滑に行うことができますので、指定代理請求人の指定をお願いいたします。**

対象となる給付金・一時金

先進医療給付金、先進医療一時金および臓器移植医療給付金

指定代理請求人の指定・変更※2

○指定代理請求人は次のうちから1名をあらかじめ指定してください。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等内の親族

指定代理請求人が死亡されている場合など

○指定代理請求人が請求時において、「死亡もしくは指定代理請求人（上記①、②）の範囲外である場合」または「ご請求できない特別な事情がある場合」は、次の方が給付金・一時金を請求することができます。

- ①請求時に被保険者と同居・同一生計の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②（①に該当する者がいない場合または①に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合）
請求時に被保険者と同居・同一生計の被保険者の3親等内の親族



ご注意

故意に給付金・一時金の支払事由を生じさせた者または故意に受取人を給付金・一時金を請求できない状態に該当させた者は代理請求を行うことができません。



ご注意

指定代理請求人・代理請求人に給付金・一時金をお支払いした後に請求を受けても重複してお支払いしません。



ご注意

代理請求をされることにより、被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご注意ください。

※1 特別な事情とは次のようなものをいいます。

- ・被保険者が給付金・一時金の請求を行う意思表示が困難な状態である
 - ・被保険者本人が病名の告知を受けていない
- など

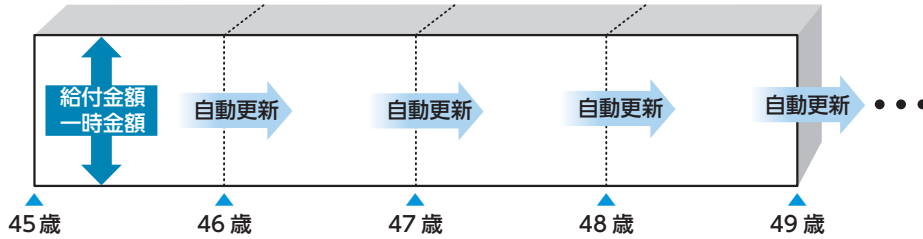
※2 指定代理請求人の取消もできます。

12 ご契約の更新について

保険期間が満了した場合、被保険者の健康状態にかかわらず、自動更新されます。

※1

給付金額・一時金額・保険期間



○更新前後で給付金額・一時金額・保険期間は変わりません。

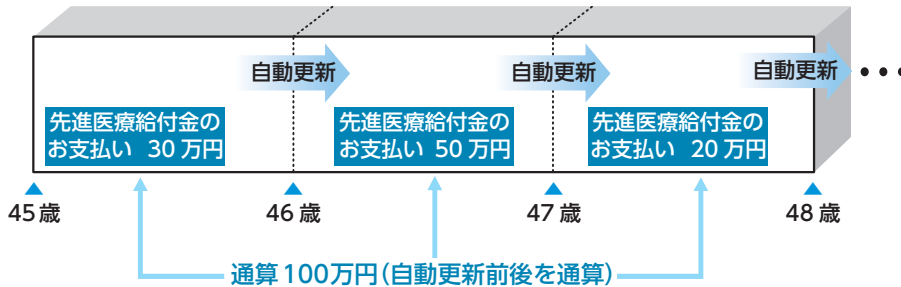
保険料

○更新後の保険料は、更新時の保険料率によって計算します。そのため、更新後の保険料が変わることがあります。

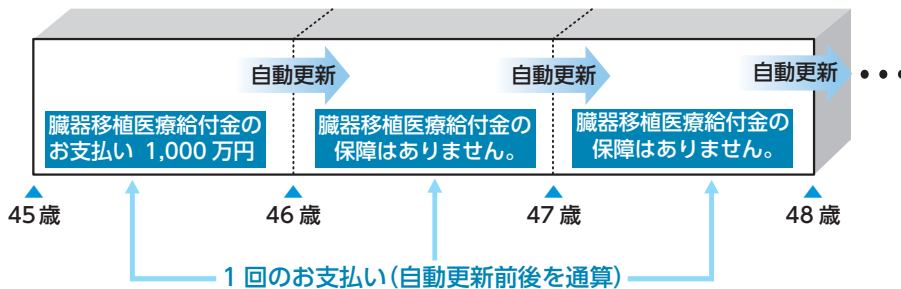
給付金のお支払限度の通算

○お支払限度は、更新前後を継続した保険期間とみなして通算します。 ※2

[例]先進医療給付金の支払額



[例]臓器移植医療給付金の支払回数



その他の注意点

- 更新後契約には、新たに更新時点の約款が適用されるため、保障内容が変更されることがあります。また、更新時点でこの保険の取扱いが終了している場合には、自動更新しないことがあります。
- 更新後契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。猶予期間 ※3 中に保険料のお払込みがなかった場合には、ご契約は更新日にさかのぼって消滅します。 ※4

※1 自動更新の上限年齢はありません。更新を希望されない場合には、解約のお手続きをしてください。

※2 先進医療給付金のお支払限度は2,000万円、臓器移植医療給付金のお支払限度は1回となります。

※3 猶予期間については「保険料のお払込み、保険料のお払込みの催告・解除について」をご覧ください。

🔍 参照 P. 52

※4 猶予期間中に給付金・一時金のお支払事由が発生した場合、給付金・一時金から保険料を差し引いて、ご契約を継続します。



保険料について

13 保険料のお払込み、保険料のお払込みの催告・解除について

保険料の払込方法（経路・回数）

○クレジットカード^{※1}により毎月1回お払い込みください。



ご注意

保険料の払込方法（経路・回数）を変更することはできません。

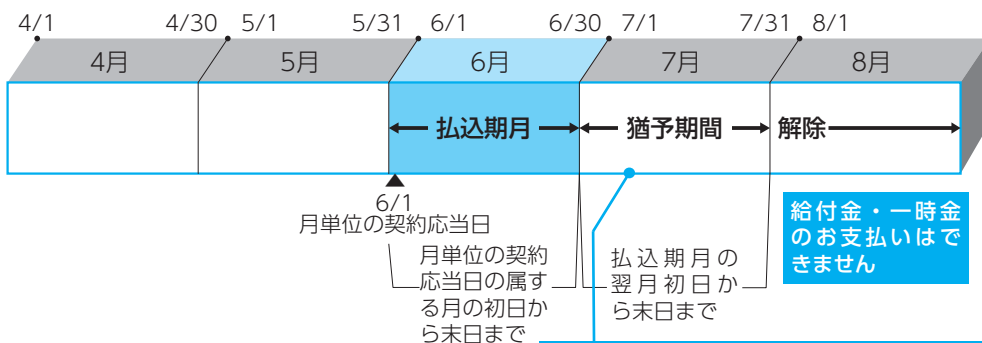
払込期月・保険料のお払込みの催告・解除

○保険料は所定の払込期月内にお払い込みください。所定の払込期月内に保険料のお払込みがない場合、当社は次の内容をご契約者に通知します。

- ・保険料のお払込みの催告
- ・猶予期間^{※2}満了日までに保険料のお払込みがなければ、猶予期間満了日の翌日にご契約を解除すること

○上記の通知にもかかわらず、その猶予期間満了日までに保険料のお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日に解除となります。

[例] 契約日が5月1日の場合



ご契約者に次の通知を行います。
 ・保険料のお払込みの催告
 ・猶予期間満了日までに保険料のお払込みがなければ、猶予期間満了日の翌日にご契約を解除すること



ご注意

ご契約者の住所が変更された場合、必ず当社に連絡してください。当社は、登録されているご契約者の住所に上記通知を送付しますので、住所の変更のご連絡がない場合、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。



ご注意

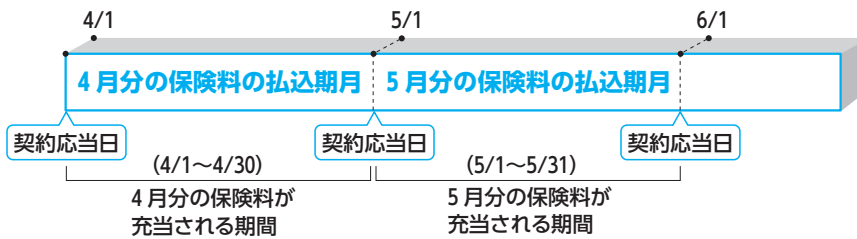
この保険には、解除されたご契約を元に戻すお取扱いはありません。

^{※1} 当社の取扱条件を満たす必要があります。詳細については、当社にお問い合わせください。

^{※2} 猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとします。

給付金・一時金のお支払事由が発生した場合の保険料の充当について

○保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。



○給付金・一時金のお支払事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合に、給付金・一時金のお支払事由が発生し給付金・一時金をお支払いするときは、その未払込みの保険料を給付金・一時金から差し引きます。

14 保険料のお払込みが困難になられたとき

この保険には、保険料のお払込みが困難になられた場合に、ご契約を有効に継続できる方法（保険料の自動振替貸付や給付金額の減額など）のお取扱いはありません。



ご契約後について

15 被保険者によるご契約者への解約の請求について

この保険は、被保険者とご契約者が同一人となりますので、被保険者がご契約者に対し、ご契約の解約を請求するお取扱いはありません。

16 保障内容の見直しをご検討の方へ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法があります。^{※1}

方法	追加契約
しくみ	<ul style="list-style-type: none"> ○現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ○ご契約は2件になります。
図解	
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ○追加加入時の年齢・保険料率により、新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただけます。

^{※1} ご利用の際は、現在のご契約の内容により、所定の条件を満たすことが必要です。詳しくは、当社までご相談ください。



あらためて被保険者の同意および診査（または告知）が必要です。健康状態によっては、ご利用できない場合があります。

17 給付金などの受取人の変更について

給付金などの受取人の変更

○給付金・一時金の受取人は被保険者と同一としており、変更することはできません。

18 生命保険と税金について

給付金・一時金の税法上のお取扱い

給付金・一時金の非課税扱

対象となる給付金 ・一時金	条件	非課税扱の範囲
先進医療給付金 先進医療一時金 臓器移植医療給付金	受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	全額

介護医療保険料控除

- お払込みになった保険料は、税法上『介護医療保険料控除』の対象になります。
- 対象となる保険料は1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。
- 保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

所得税の介護医療保険料控除

年間正味払込保険料	控除の対象となる金額	控除額の上限
20,000円以下	全額	120,000円 (「一般生命保険料控除」 「介護医療保険料控除」 「個人年金保険料控除」 それぞれの控除額を合計した金額)
20,000円を超え 40,000円以下	年間正味払込保険料 ×1/2 + 10,000円	
40,000円を超え 80,000円以下	年間正味払込保険料 ×1/4 + 20,000円	
80,000円を超える とき	一律 40,000円	

住民税の介護医療保険料控除

年間正味払込保険料	控除の対象となる金額	控除額の上限
12,000円以下	全額	70,000円 (「一般生命保険料控除」 「介護医療保険料控除」 「個人年金保険料控除」 それぞれの控除額を合計した金額)
12,000円を超え 32,000円以下	年間正味払込保険料 ×1/2 + 6,000円	
32,000円を超え 56,000円以下	年間正味払込保険料 ×1/4 + 14,000円	
56,000円を超える とき	一律 28,000円	

ご注意 税務の取扱い等については、平成30年5月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

ご注意 この保険料控除の内容は、平成24年1月1日以後に締結、自動更新、特約中途付加したご契約に適用されます。平成23年12月31日以前に締結したご契約は、原則として税制改正前の制度が適用されます。税制改正前の制度については当社ホームページをご覧ください。

 **参照** 巻末



約款

臓器移植医療給付金付先進医療保険目次

この保険の趣旨

1. 保険契約の申込および責任開始期
第1条（保険契約の申込に関する事項）
第2条（責任開始期）
2. 保険契約者ならびに給付金および一時金の受取人
第3条（保険契約者ならびに給付金および一時金の受取人）
3. 給付金および一時金の支払
第4条（給付金および一時金の支払）
第5条（給付金および一時金の削減支払）
第6条（先進医療給付金の給付限度）
4. 給付金または一時金の請求、支払時期および支払場所
第7条（給付金または一時金の請求、支払時期および支払場所）
5. 保険契約の消滅
第8条（保険契約の消滅）
6. 保険料の払込
第9条（保険料の払込）
第10条（クレジットカード等の変更）
7. 保険料払込の猶予期間、保険料払込の催告および保険契約の解除
第11条（猶予期間、保険料払込の催告および保険契約の解除）
第12条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）
8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効
第13条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）
9. 告知義務および告知義務違反による解除
第14条（告知義務）
第15条（告知義務違反による解除）
第16条（保険契約を解除できない場合）
10. 重大事由による解除
第17条（重大事由による解除）
11. 保険契約の自動更新
第18条（保険契約の自動更新）
12. 解約および返戻金
第19条（解約）
第20条（解約返戻金）
13. 保険契約者の住所の変更
第21条（保険契約者の住所の変更）
14. 被保険者の業務、転居および旅行
第22条（被保険者の業務、転居および旅行）
15. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理
第23条（契約年齢の計算）
第24条（契約年齢または性別の誤りの処理）
16. 契約者配当
第25条（契約者配当）
17. 時効
第26条（時効）
18. 法令等の改正に伴う契約内容の変更
第27条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）
19. 管轄裁判所
第28条（管轄裁判所）
20. 代理請求
第29条（給付金または一時金の代理請求）
第30条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）
第31条（指定代理請求人の指定、変更または取消）
21. 白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則
第32条（白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則）

臓器移植医療給付金付先進医療保険

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として先進医療による療養を受けた場合および受容者として所定の臓器の移植術を受けた場合に、所定の給付を行なうことを主な内容とした保険です。

1. 保険契約の申込および責任開始期

第1条（保険契約の申込に関する事項）

- 1 保険契約の締結の際、会社は、インターネットを媒介として保険契約の申込に関する画面を表示しますので、保険契約者は、インターネットを媒介としてその画面に所要事項を入力の上で会社へ送信してください。
- 2 会社は、前項により保険契約者から送信された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとして取り扱います。この場合、会社は、所要事項の受信を確認したうえで、インターネットを媒介として保険契約の申込を受け付けた旨を画面に表示します。

第2条（責任開始期）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合、保険契約の申込を受け付けた時から保険契約上の責任を負い、その時を責任開始期といたします。
- 2 前項により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間はその日を基準として計算します。ただし、責任開始日から契約日の前日までの間に、給付金または一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）が生じたときは、責任開始日を契約日とし、契約年齢は、その日を基準として再計算します。
- 3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

2. 保険契約者ならびに給付金および一時金の受取人

第3条（保険契約者ならびに給付金および一時金の受取人）

- 1 この保険契約の保険契約者ならびに給付金および一時金の受取人は、被保険者と同一の者となります。
- 2 前項に定める保険契約者ならびに給付金および一時金の受取人は、被保険者以外の者に変更することはできません。

3. 給付金および一時金の支払

第4条（給付金および一時金の支払）

- 1 この保険契約の給付金および一時金の支払はつぎのとおりです。

給付金 または 一時金 の種類	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金 または一時金を支払わない場 合（以下「免責事由」といい ます。）
先進医療給付金	<p>被保険者が保険期間中につきの条件のすべてを満たす別表4に定める療養を受けたとき</p> <p>(1) 責任開始期（保険契約が更新した場合には保険契約を締結した際の責任開始期。以下同じ。）以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする療養であること</p> <p>(ア) 疾病（別表2に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）を含みます。以下同じ。）</p> <p>(イ) 別表3に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）</p> <p>(ウ) 不慮の事故以外の外因</p> <p>(2) 別表5に定める先進医療（以下「先進医療」といいます。）による療養であること</p>	被保険者が受療した先進医療の技術料相当額	被保険者	<p>つぎのいずれかにより被保険者が療養を受けたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p>
先進医療一時金	被保険者が保険期間中に先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	療養1回につき、先進医療一時金額	被保険者	—

給付金 または 一時金 の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
臓器移植医療給付金	<p>被保険者が保険期間中につきの条件のすべてを満たす別表7に定める移植術（以下「移植術」といいます。）を受けたとき（被保険者が受容者の場合に限りません。）</p> <p>(1) 責任開始期以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする移植術であること</p> <p>(ア) 疾病</p> <p>(イ) 不慮の事故</p> <p>(ウ) 不慮の事故以外の外因</p> <p>(2) その移植術が別表6に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における移植術であること。ただし、日本国外の医療施設で移植術を受けた場合には、つぎの条件のすべてを満たすことを要します。</p> <p>(ア) 日本国内の医師が被保険者に対して必要と診断した移植術であること</p> <p>(イ) 前(ア)の医師に紹介された医療施設における移植術であること</p> <p>(3) 別表8に定める臓器売買等の行為に該当しない移植術であること</p>	臓器移植医療給付金額	被保険者	<p>つぎのいずれかにより被保険者が移植術を受けたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p>

- 2 被保険者が同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、その療養の開始日をその療養を受けた日とみなします。
- 3 被保険者が責任開始期前に生じた疾病、不慮の事故または不慮の事故以外の外因を原因として療養または移植術を受けた場合でも、責任開始日からその日を含めて2年を経過した後に療養または移植術を受けたときは、その療養または移植術は責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- 4 第1項に定める先進医療一時金額は5万円とします。
- 5 第1項に定める臓器移植医療給付金額は1,000万円とし、その支払いは保険期間を通じて1回とします。
- 6 被保険者が同時に2種類以上の移植術を受けた場合でも、1種類の移植術を受けたものとみなして、第1項に定める臓器移植医療給付金を支払います。
- 7 被保険者が臓器移植医療給付金の支払事由に該当する移植術を受けた場合で、その移植術が先進医療給付金の支払事由に該当し、臓器移植医療給付金の支払額が先進医療給付金および先進医療一時金の支払額の合計額を上回るときは、臓器移植医療給付金を支払います。この場合、先進医療給付金および先進医療一時金は支払いません。
- 8 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に給付金または一時金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

- (1) この保険契約の締結の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で給付金または一時金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は給付金または一時金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（給付金および一時金の削減支払）

つぎのいずれかにより給付金および一時金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めるときは、前条の規定にかかわらず、会社は、給付金および一時金を削減して支払うか、または給付金および一時金を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第6条（先進医療給付金の給付限度）

この保険契約による先進医療給付金の支払は、支払額を通算して2,000万円を限度とします。

4. 給付金または一時金の請求、支払時期および支払場所

第7条（給付金または一時金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 給付金または一時金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金もしくは一時金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 給付金または一時金の支払事由が生じた給付金または一時金の受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して給付金または一時金を請求してください。
- 3 給付金および一時金は、請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社の本社で支払います。
- 4 給付金または一時金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金または一時金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合、前項の規定にかかわらず、給付金または一時金を支払うべき期限は、請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から60日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第4条（給付金および一時金の支払）に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
第4条に定める支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第17条（重大事由による解除）第1項第4号(A)から(I)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金もしくは一時金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金もしくは一時金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金もしくは一時金の請求時までにおける事実
- 5 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金または一時金を支払うべき期限は、請求書類（別表1）が会

社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
90日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査
90日
- 6 前2項に定める給付金または一時金を支払うべき期限を適用する場合には、会社は、その旨を給付金または一時金の受取人に通知します。
- 7 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または一時金を支払いません。

5. 保険契約の消滅

第8条（保険契約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この保険契約は消滅します。
 - (1) 被保険者が死亡したとき。この場合、被保険者が死亡した時に、この保険契約は消滅します。
 - (2) つぎのいずれにも該当したとき。この場合、つぎのいずれにも該当した時に、この保険契約は消滅します。
 - (ア) 先進医療給付金が支払われ、その支払額が、第6条（先進医療給付金の給付限度）の給付限度に達した場合には、被保険者がその先進医療給付金が支払われることとなった先進医療を受けた時
 - (イ) 臓器移植医療給付金が支払われた場合には、被保険者がその臓器移植医療給付金が支払われることとなった移植術を受けた時
- 2 前項第1号の場合、保険契約者の法定相続人は、遅滞なく会社に通知してください。

6. 保険料の払込

第9条（保険料の払込）

- 1 保険料払込方法（回数）は月払とし、月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- 2 保険契約者は、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込むことを要します。
- 3 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
- 4 保険契約の申込に際して、第1回保険料相当額を払い込む場合は、会社がカード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なったときに、会社が第1回保険料相当額を受け取ったものとします。
- 5 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始日を保険契約者に通知（インターネットを媒介とした通知を含みます。）します。
- 6 第2回以後の保険料を払い込む場合は、その保険料は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- 7 払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- 8 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 9 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。
- 10 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金または一時金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき給付金または一時金から差し引きます。

第10条（クレジットカード等の変更）

- 1 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、クレジットカードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 2 つぎの事由に該当したときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、前項の規定によりクレジットカードの変更を行なってください。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (2) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (3) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
- 3 前項の場合、保険契約者がクレジットカードの変更を行なうまでの間の保険料については、会社に払い込んでください。

7. 保険料払込の猶予期間、保険料払込の催告および保険契約の解除

第11条（猶予期間、保険料払込の催告および保険契約の解除）

- 1 第2回以後の保険料の払込について、第9条（保険料の払込）第1項に定める払込期月に保険料が払い込まれなかった場合は、会社は、払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間を定めて保険契約者に保険料の払込を催告するとともに、猶予期間内に保険料が払い込まれなければ猶予期間満了日の翌日に保険契約を解除することを保険契約者に通知します。
- 2 前項の通知を行なう場合、第21条（保険契約者の住所の変更）第2項の規定を準用します。

- 3 第1項の通知にもかかわらず、その猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日に解除となり、将来に向かって消滅します。

第12条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

猶予期間中に給付金または一時金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を給付金または一時金から差し引きます。

8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第13条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

- 1 保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。
- 2 保険契約者が給付金または一時金を不法に取得する目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約を無効とします。
- 3 前2項の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9. 告知義務および告知義務違反による解除

第14条（告知義務）

- 1 保険契約の締結の際、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関しインターネットを媒介として保険契約の申込に関する画面に表示して質問した事項について保険契約者または被保険者は、インターネットを媒介としてその画面に所要事項を入力するうえで会社へ送信することにより告知してください。
- 2 会社は、前項により保険契約者または被保険者から送信された所要事項の受信をもって、告知があったものとして取り扱います。この場合、会社は、所要事項の受信を確認したうえで、インターネットを媒介として告知を受け付けた旨を画面に表示します。

第15条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、給付金または一時金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項に定める解除の原因となる事実の発生時以後に生じた支払事由による給付金または一時金の支払を行いません。またすでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 3 前項の規定にかかわらず、給付金または一時金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人が証明したときは、給付金または一時金を支払います。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。
- 5 本条の規定により保険契約を解除したときは、保険契約者への返戻金はありません。

第16条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下本条において「保険媒介者」といいます。）

- が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知をしないこと、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に、給付金または一時金の支払事由が発生（責任開始期前に原因が生じていたことにより、給付金または一時金の支払が行なわれない場合を含みます。）し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

10. 重大事由による解除

第17条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人がこの保険契約の給付金または一時金を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金または一時金の請求に関し、給付金または一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 会社の保険契約者、被保険者または給付金もしくは一時金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前6号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 給付金または一時金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金または一時金の支払を行いません。もし、すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。
- 4 この保険契約を解除した場合は、保険契約者への返戻金はありません。

11. 保険契約の自動更新

第18条（保険契約の自動更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了し、保険期間満了の日の翌日に、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合には、保険契約は自動的に更新され継続されるものとします。この場合、保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、更新はできません。
- 3 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。
- 4 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- 5 更新された保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、第11条（猶予期間、保険料払込の催告および保険契約の解除）および第12条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）の規定を準用します。
- 6 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、保険契約は、更新日にさかのぼって消滅します。
- 7 本条の規定によりこの保険契約が更新されたときは、第4条（給付金および一時金の支払）、第6条（先進医療給付金の給付限度）、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（保険契約を解除できない場合）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続した保険期間とみなします。
- 8 この保険契約が更新された場合には、会社は、保険契約者にその旨を通知（インターネットを媒介とした通知を含みます。）し、保険証券は発行しません。
- 9 第2項の規定によりこの保険契約が更新されないときは、保険契約者から特に申し出がなく、かつ、会社の定めるこの保険契約と同種類の保険契約の締結を取り扱っている場合に限り、更新の取扱に準じて、その保険契約を更新時に締結します。この場合、第7項の規定を準用し、この保険契約と更新時に締結する他の保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

12. 解約および返戻金

第19条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、つぎのいずれかの方法によるものとします。
 - (1) 保険契約者は、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
 - (2) 保険契約者は、会社がインターネットを媒介として表示する保険契約の解約に関する画面に所要事項を入力の上で会社へ送信してください。この場合、会社は、保険契約者から送信された所要事項の受信をもって、保険契約の解約の請求があったものとして取り扱います。

第20条（解約返戻金）

この保険契約については、解約返戻金はありません。

13. 保険契約者の住所の変更

第21条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所（通信先（インターネットを媒介とした通信先を含みます。）を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は保険契約者に到達したものとみなします。

14. 被保険者の業務、転居および旅行

第22条（被保険者の業務、転居および旅行）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、または保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負いません。

15. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第23条（契約年齢の計算）

- 1 被保険者の契約年齢は契約日における満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 更新日における被保険者の年齢は、前項の契約年齢に更新日ごとに1歳を加えて計算します。

第24条（契約年齢または性別の誤りの処理）

保険契約申込の際、インターネットを媒介として画面に入力され会社が受信した被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

16. 契約者配当

第25条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

17. 時効

第26条（時効）

給付金、一時金または返戻金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

18. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第27条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）

- 1 会社は、この保険契約の給付にかかわる公的医療保険制度等の変更が将来行なわれ、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険契約の支払事由を変更することがあります。
- 2 前項の場合、支払事由を変更する日の2か月前までに書面にて保険契約者に郵送により通知します。

19. 管轄裁判所

第28条（管轄裁判所）

この保険契約における給付金または一時金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金または一時金の受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

20. 代理請求

第29条（給付金または一時金の代理請求）

- 1 保険契約者はつぎの各号の範囲内であらかじめ1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定することができます。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の3親等内の親族
- 2 給付金または一時金の受取人が給付金または一時金を請求できないつぎの各号に定める特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）があるときは、指定代理請求人は請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、給付金または一時金を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を給付金または一時金の受取人の代理人として、給付金または一時金を支払うことができます。
 - (1) 給付金または一時金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 3 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項の範囲内であることを要します。
- 4 給付金または一時金の受取人が給付金または一時金を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に第1項に定める範囲外である場合または給付金もしくは一時金を請求できない特別な事情がある場合には、つぎの者が、請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、給付金または一時金の受取人の代理人として給付金または一時金を請求することができます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が給付金もしくは一時金を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 5 前4項の規定により、会社が指定代理請求人または給付金もしくは一時金の受取人の代理人に給付金または一時金を支払った場合には、その後重複して給付金または一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 故意に給付金もしくは一時金の支払事由を生じさせた者または故意に給付金もしくは一時金の受取人を第2項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および給付金もしくは一時金の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 7 本条の給付金または一時金の代理請求については、第7条（給付金または一時金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

第30条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）

告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）および第17条（重大事由による解除）に定めるほか、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、指定代理請求人または給付金もしくは一時金の受取人の代理人に通知します。

第31条（指定代理請求人の指定、変更または取消）

- 1 保険契約者は、会社に対する通知により、指定代理請求人の指定、変更または取消をすることができます。
- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、指定代理請求人の指定、変更または取消は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更または取消前の指定代理請求人に給付金または一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の指定代

理請求人または給付金もしくは一時金の受取人から給付金または一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- 3 保険契約者が本条の指定、変更または取消を請求するときは、つぎのいずれかの方法によるものとし、つぎのいずれかの方法によるものとする。
 - (1) 保険契約者は、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
 - (2) 保険契約者は、会社がインターネットを媒介として表示する指定代理請求人の指定、変更または取消に関する画面に所要事項を入力の上で会社へ送信してください。この場合、会社は、保険契約者から送信された所要事項の受信をもって、指定代理請求人の指定、変更または取消の請求があったものとして取り扱います。
- 4 本条の指定、変更または取消を行なったときは、保険契約者に通知（インターネットを媒介とした通知を含みます。）します。

21. 白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則

第32条（白内障不担保およびがん先進医療一時金変更の特則）

- 1 この特則は、責任開始日（保険契約が更新した場合には保険契約を締結した際の責任開始日）が平成30年9月18日以降となるすべての保険契約について適用します。
- 2 この特則により、第4条（給付金および一時金の支払）中の規定をつぎのとおり読み替えます。
 - (1) 第1項の先進医療給付金の支払事由の第1号（ア）中「疾病」とあるのは「白内障（別表9）を除く疾病」と読み替えます。
 - (2) 第4項の「第1項に定める先進医療一時金額は5万円とします。」とあるのは「第1項に定める先進医療一時金額は5万円とします。ただし、がん（別表10に定める悪性新生物をいいます。）を直接の原因とする先進医療による療養の場合は10万円とします。」と読み替えます。
- 3 この特則のみの解約はできません。

備考

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

別表1 請求書類

〔I〕 給付金・一時金の請求書類

請求項目	請求書類
① 先進医療給付金 先進医療一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による医師の治療証明書 (4) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類 (5) 先進医療給付金および先進医療一時金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
② 臓器移植医療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による医師の治療証明書 (4) 臓器移植医療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

〔II〕 その他の請求書類

請求項目	請求書類
① 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
② 給付金または一時金の指定代理 請求または代理請求	(1) 給付金または一時金の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人または代理人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人または代理人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し
③ 指定代理請求人の指定、変更 または取消	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表2

1. 異常分娩

異常分娩とは、分娩のうちつぎの2. に定める公的医療保険制度による「療養の給付」の対象となる分娩をいいます。

2. 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表4 療養

療養とは、別表2に定める公的医療保険制度における診察、薬剤、または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表5 先進医療

この保険の支払対象となる先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条第1号に規定する先進医療をいいます。

ただし、診療行為を受けた日現在別表2の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている診療行為は除きます。

別表6 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表7 対象となる移植術

この保険の支払対象となる移植術とは、臓器の機能に障害がある者に対し臓器の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器の移植術をいい、移植術の種類は、心臓移植術、肺移植術、肝臓移植術、脾臓移植術、小腸移植術および腎臓移植術とします。

なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植および人工臓器による移植術は、この保険の支払対象とはなりません。

（備考）

1. 「異種移植」とは、ヒトと種の異なる個体から得た臓器を使用する移植術をいいます。
2. 「人工臓器」とは、臓器の機能を代行する人工材料または合成物を含むものをいいます。
3. 「心臓移植術」には、心臓弁の移植は含みません。
4. 「脾臓移植術」には、脾臓移植は含みません。

別表8 臓器売買等の行為

「臓器売買等の行為」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいいます。

1. 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること
2. 移植術に使用されるための臓器の提供を受けることもしくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること
3. 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることのあることをし、またはその申込みもしくは約束をすること
4. 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることのあることをし、またはその申込みもしくは約束をすること
5. 臓器が前各号に定めるいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器を摘出、または移植術に使用すること

（備考）

第1号から第4号までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存もしくは移送または移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることまたはそれらのあることをし、またはその申込みもしくは約束をすることに関する通常必要であると認められるものは、含まれません。

別表9 白内障

白内障とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
水晶体の障害（H25～H28）のうち、	
・老人性白内障	H25
・その他の白内障	H26
・糖尿病（性）白内障	H28.0
・その他の内分泌、栄養および代謝疾患における白内障	H28.1
・他に分類されるその他の疾患における白内障	H28.2

(備考)

1. 上記の白内障には、内分泌、栄養及び代謝疾患（E00-E90）に分類された白内障を含みます。
2. 上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに白内障に分類された疾病があるときには、その疾病を対象となる白内障に含めます。

別表10 対象となる悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3

2. 上記1. において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳





(備考)

- 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。
- 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

お問い合わせ・ご相談などについて

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

- 契約者ご本人さま（給付金などのご請求は受取人さま）からお願いします。
- 保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
- 保険証券は大切に保管してください。
- 各お問い合わせ窓口の営業日・受付時間、各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

ご用件	お問い合わせ窓口
■お問い合わせ全般 ・ご契約内容のお問い合わせ ・保障内容見直しに関するご相談	カスタマーセンター  0120-563-506
■給付金などのご請求のお手続きに関するお問い合わせ ・給付金などのご請求受付、お問い合わせ	カスタマーセンター (保険金・給付金請求ダイヤル)  0120-528-170
・先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせんなどは行いません。	先進医療請求デスク  0120-665-780
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さま相談室  0120-273-211

ホームページアドレス

<http://www.himawari-life.co.jp>

ご契約に関する各種お手続き

マイ リンククロス(Web サービス)では、24 時間 365 日いつでも以下の各種お手続きができます。

- 住所変更、改姓、クレジットカード変更、E メールアドレス変更、保険料控除証明書再発行、解約など
- ※一部、お取り扱いできない場合があります。

マイ リンククロス(Web サービス)へのアクセスはこちら

<https://mylinkx.himawari-life.co.jp/mylinkx/>



損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿 6-13-1 新宿セントラルパークビル Tel.03-6742-3111 (代表)

このページの内容は、平成 30 年 6 月 1 日現在のものです。